

SS ニュース

— 目 次 —

◎品管からの連絡事項

- 船舶検査の方法の一部改正について…………… 1
- 膨脹式救命いかだ、GMDSS 救命設備の整備記録の提出期限厳守のお願い…………… 15

法定船用品整備事業場
整備主任者(責任者)各位

船舶検査の方法の一部改正について

衛星利用非常用位置指示無線標識装置(EPIRB)の改正性能基準 IMO Resolution MSC.471 (101)が2019年6月14日に採択され、国内では、2024年1月1日以降に搭載するEPIRBは、この改正性能基準に合致し、型式承認を取得した機種のみとなります。

これに伴い、2023年12月27日付にて国土交通省海事局より「船舶検査の方法の一部改正について(通知)」が発出されましたので、本通知を添付し周知いたします。

本改正により、MSC.471(101)に適合するEPIRBの整備を行うためには、設備の追加・変更及びシールドボックス、シールドルームの改造が必要となります。

現在、追加・変更する設備、シールドボックス、シールドルームの改造の詳細につきましては、対応方法を検討していますので、決まりましたら改めてご連絡をいたします。

なお、資料3.の整備記録用紙の使用に関しては、以下の対応をお願いします。

- ① 原則、即日使用を開始してください。
資料3.の整備記録用紙には新たにAIS送信(161.975MHz、162.025MHz)及びGNSS受信の検査項目が追加されておりますが、現行のEPIRBを整備する際は、この部分に斜線を引き未記入としてください。
- ② 整備物件管理システムは、資料3.の整備記録用紙は対応していませんので、当面今まで通りの入力をお願いします。

別添資料

1. 船舶検査の方法の一部改正について
2. 国海査311号の2
3. 船舶検査の方法附属書 F13.4 別紙(整備記録)
4. 船舶検査の方法_新旧対照表

以上

担当 一般社団法人 日本船舶品質管理協会
指導技師 芦田(GMDSS救命設備)
TEL 03(6661)6019
FAX 03(6661)6746

船舶検査の方法の一部改正について

1. 改正の経緯

令和 5 年 1 月 19 日付け国海安第 121 号により船舶検査心得が一部改正され、MSC.471 (101) に適合する浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識（以下「新型 EPIRB」という。）についても、船舶に搭載することを可能とする取扱いが明確化されたところ。

今般、船舶設備規程等を改正する省令（国土交通省令第 97 号）により船舶救命設備規則第 39 条が改正され、令和 6 年 1 月 1 日以降に船舶に搭載される EPIRB は新型 EPIRB のみとなった。

加えて、令和 4 年国土交通省告示第 374 号で告示したとおり、既に型式承認を取得した新型 EPIRB（Tron 60AIS）が流通していることから、来年以降新型 EPIRB の検査が発生する見込みである。

については、これまで未整備であった新型 EPIRB の検査に対応するべく、船舶検査の方法について所要の改正を行う。

2. 改正内容

(1) 船舶検査の方法（全般）

名称の変更（船舶救命設備規則第 39 条の改正に伴い、「極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識」を「衛星利用非常用位置指示無線標識」に改正）

(2) 船舶検査の方法 附属書 F（整備基準等） 関係

- ① 新型 EPIRB の送信周波数として、新たに 406MHz 帯に「406.031MHz」を追加する。
- ② 整備項目として、新たに「GNSS 信号の測位位置精度」を追加する。
- ③ ①及び②に伴い整備記録の様式を改正する。

(3) 船舶検査の方法 附属書 H（工事又は整備等を行う事業場等の証明） 関係

新型 EPIRB を整備する GMDSS サービス・ステーション（救命）の施設等の基準（機器及び備品類等）として、新たに「電力計（30W）、船舶自動識別装置専用計測器及び GNSS 再放送装置」を追加する。

3. 適用日

本通達日から適用する。

国海査第311号の2
令和5年12月27日

関係団体 各位

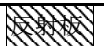


国土交通省 海事局
検査測度課長 鈴木 長之
(公印省略)

船舶検査の方法の一部改正について（通知）

今般、別添のとおり検査の方法の一部を改正しましたのでお知らせします。

衛星利用非常用位置指示無線標識装置 整備記録
 衛星利用非常用位置指示無線標識装置 試験成績表
 航海情報記録装置（自動浮揚容器） 整備記録
 航海情報記録装置（自動浮揚容器） 試験成績表

船名		免許番号		測定年月日		令和 年 月 日		
設 備	本体	識別符号(MMSI)		製造番号		型式検定合格番号		
		型式		製造年月		型式承認番号		
		製造者名		搭載年月		形態		
備	電池	型式:		種類: リチウム・アルカリ		試験器 型式:		
	自動離脱装置	有・無	型式		製造番号		型式検定合格番号	
			製造者名		製造年月		型式承認番号	

整備点検・試験成績									
点 検 項 目	保管・外観状況		適否	表示		適否	水密性	適否	
	彩色・塗装・ 		適否	空中線等		適否	送信表示灯・表示機能		適否
	手動起動・誤動作防止		適否	ロープ		適否	自動診断・試験作動		適否
	電池	有効期限	令和 年 月 日 (記事: 新替した・新替しない)				今回使用時間		
	有効期限	令和 年 月 日 (記事:)				累計使用時間			
							適・否		

試 験 項 目	測定項目		最低条件等		測定結果		判定	
四〇六MHz帯	周波数偏差	406.025/406.028/406.031/406.037/406.04MHz ± 5kHz 以内			kHz		適否	
	空中線電力	5W ± 2dB 以内 (3.15~7.9W, 35~39dBm)			W, dBm		適否	
	送信繰返し周期	50s ± 5% 以内 (47.5~52.5s)			s		適否	
	伝送速度	400bps ± 1% 以内 (396~404bps)			bps		適否	
	無変調送信時間	160ms ± 1% 以内 (158.4~161.6ms)			ms		適否	
	信号1バーストのデータ送出時間	短メッセージ (112bit) 440ms ± 1% 以内			ms		適否	
		長メッセージ (144bit) 520ms ± 1% 以内 (可能機のみ)			ms		適否	
	識別符号(MMSI)	国別コード (指定:) 符号 (指定:)					適否	
測位データ	GNSS測位精度試験成績に記載					適否		
一六一・九七五MHz帯	周波数偏差	161.975MHz ± 500Hz 以内			kHz		適否	
		162.025MHz ± 500Hz 以内			kHz		適否	
	空中線電力	1W-5.5dB~+4dB以内 (0.28~2.5W, 24.5~34dBm) (許容偏差-3dB~+1.5dB (0.5~1.4W, 27~31.5dBm) に、不確かさ±2.5dBを考慮した値。)			dBm		適否	
測位データ	GNSS測位精度試験成績に記載					適否		
一一・五MHz帯	周波数偏差	121.5MHz ± 50 × 10 ⁻⁶ 以内			kHz		適否	
	送信電力	尖頭実効輻射電力 50mW ± 3dB以内 (25~100mW, 14~20dBm)			mW, dBm		適否	
	変調度	85%以上			%		適否	
	変調音の確認	高い方向から低い方向、又は低い方向から高い方向に変化する低周波の変調音を受信機で確認する。					適否	
	送信繰返し周期	掃引周期は、毎秒2~4回であること。			回		適否	
最終点検 (電波の発射を伴わない機能試験を含む)				良好・不良		操舵室からの操作機構		適否

GNSS測位精度試験成績

測定場所				装置の測位条件		GPS・他()	
アンテナ位置の実測方法		海図・他()				実測値基準・平均値基準	
アンテナ位置の実測位置(r)		□□° □□. □□□' N				□□° □□. □□□' E	
406MHz帯							
測位データ	□□° □□. □□□' N	□□° □□. □□□' E	適否	□□° □□. □□□' N	□□° □□. □□□' E	適否	
	□□° □□. □□□' N	□□° □□. □□□' E	適否				
	平均値(a)		□□° □□. □□□' N		□□° □□. □□□' E		
	平均値からの最大変動幅		□□. □□□' N		□□. □□□' E		
判定	全測位回数(N)	回	良好測位回数(G)	回	良好測位確率(G/N×100)	100%	% 良否
	測位精度 650m以内				m		良否
161.975MHz、162.075MHz							
測位データ	□□° □□. □□□' N	□□° □□. □□□' E	適否	□□° □□. □□□' N	□□° □□. □□□' E	適否	
	□□° □□. □□□' N	□□° □□. □□□' E	適否				
	平均値(a)		□□° □□. □□□' N		□□° □□. □□□' E		
	平均値からの最大変動幅		□□. □□□' N		□□. □□□' E		
判定	全測位回数(N)	回	良好測位回数(G)	回	良好測位確率(G/N×100)	100%	% 良否
	測位精度 650m以内				m		良否
備考 (修理箇所等)					積付点検		印
					(印字記録添付欄)		令和 年 月 日

使用測定器	型式	製造番号	備考

注1：小型船舶用装置は、斜線部分「」の項目は適用しない。

注2：該当する試験項目に限る。

○ 船舶検査の方法 新旧 (EPIRBの整備基準の改正)

(傍線の部分は改正部分)

改正後					現行					備考																																																		
B編 一般の船舶及びこれに備える物件に係る検査 第2章 定期的検査等 2.1~2.6 (略) 2.7 救命設備					B編 一般の船舶及びこれに備える物件に係る検査 第1章 第1回定期検査等 2.1~2.6 (略) 2.7 救命設備					船舶救命設備規則 第39条、第39条 の2の改正に伴う もの																																																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>検査項目</th> <th>定期</th> <th>1中</th> <th>2中</th> <th>3中</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2.7.6 浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置、非浮揚型道衛星利用非常用位置指示無線標識装置、レーダー・トランスポンダー、持運び式双方向無線電話装置及び固定式双方向無線電話装置</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>附属書 F-13~15 の浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置及び非浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置、レーダー・トランスポンダー、持運び式双方向無線電話装置及び固定式双方向無線電話装置の各整備基準の定めるところにより検査を行う。</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>					検査項目	定期	1中	2中	3中		(略)					2.7.6 浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置、非浮揚型道衛星利用非常用位置指示無線標識装置、レーダー・トランスポンダー、持運び式双方向無線電話装置及び固定式双方向無線電話装置	○	○	○		附属書 F-13~15 の浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置及び非浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置、レーダー・トランスポンダー、持運び式双方向無線電話装置及び固定式双方向無線電話装置の各整備基準の定めるところにより検査を行う。					(略)					<table border="1"> <thead> <tr> <th>検査項目</th> <th>定期</th> <th>1中</th> <th>2中</th> <th>3中</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2.7.6 浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置、非浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置、レーダー・トランスポンダー、持運び式双方向無線電話装置及び固定式双方向無線電話装置</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>附属書 F-13~15 の浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置及び非浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置、レーダー・トランスポンダー、持運び式双方向無線電話装置及び固定式双方向無線電話装置の各整備基準の定めるところにより検査を行う。</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>					検査項目	定期	1中	2中	3中	(略)					2.7.6 浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置、非浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置、レーダー・トランスポンダー、持運び式双方向無線電話装置及び固定式双方向無線電話装置	○	○	○		附属書 F-13~15 の浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置及び非浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置、レーダー・トランスポンダー、持運び式双方向無線電話装置及び固定式双方向無線電話装置の各整備基準の定めるところにより検査を行う。					(略)				
検査項目	定期	1中	2中	3中																																																								
(略)																																																												
2.7.6 浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置、非浮揚型道衛星利用非常用位置指示無線標識装置、レーダー・トランスポンダー、持運び式双方向無線電話装置及び固定式双方向無線電話装置	○	○	○																																																									
附属書 F-13~15 の浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置及び非浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置、レーダー・トランスポンダー、持運び式双方向無線電話装置及び固定式双方向無線電話装置の各整備基準の定めるところにより検査を行う。																																																												
(略)																																																												
検査項目	定期	1中	2中	3中																																																								
(略)																																																												
2.7.6 浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置、非浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置、レーダー・トランスポンダー、持運び式双方向無線電話装置及び固定式双方向無線電話装置	○	○	○																																																									
附属書 F-13~15 の浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置及び非浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置、レーダー・トランスポンダー、持運び式双方向無線電話装置及び固定式双方向無線電話装置の各整備基準の定めるところにより検査を行う。																																																												
(略)																																																												
2.8~2.18 (略)					2.8~2.18 (略)																																																							
C編 小型船舶等及びこれに備える物件の検査 1章 (略) 2章 定期的検査等 2.1~2.5 (略) 2.6 設備					C編 小型船舶等及びこれに備える物件の検査 1章 (略) 2章 定期的検査等 2.1~2.6 (略) 2.6 設備																																																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>検査項目</th> <th>定期</th> <th>1中</th> <th colspan="2"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>-5. 浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置、非浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装</td> <td>○</td> <td>○</td> <td colspan="2"></td> </tr> </tbody> </table>					検査項目	定期	1中			(略)					-5. 浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置、非浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装	○	○			<table border="1"> <thead> <tr> <th>検査項目</th> <th>定期</th> <th>1中</th> <th colspan="2"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>-5. 浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置、非浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無</td> <td>○</td> <td>○</td> <td colspan="2"></td> </tr> </tbody> </table>					検査項目	定期	1中			(略)					-5. 浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置、非浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無	○	○																							
検査項目	定期	1中																																																										
(略)																																																												
-5. 浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置、非浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装	○	○																																																										
検査項目	定期	1中																																																										
(略)																																																												
-5. 浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置、非浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無	○	○																																																										
										船舶救命設備規則 第39条、第39条																																																		

改正後			現行			備考
置、レーダー・トランスポンダー、持運び式双方向無線電話装置及び固定式双方向無線電話装置			線標識装置、レーダー・トランスポンダー、持運び式双方向無線電話装置及び固定式双方向無線電話装置			の2の改正に伴うもの
B編2.7.6に定める検査の方法を準用する。			B編2.7.6に定める検査の方法を準用する。			
(略)			(略)			
2.7～2.9 (略)			2.7～2.9 (略)			
C-2編 快遊艇等及びこれに備える物件の検査			C-2編 快遊艇等及びこれに備える物件の検査			
第1章 (略)			第1章 (略)			
第2章 定期的検査等			第2章 定期的検査等			
2.1～2.5 (略)			2.1～2.5 (略)			
2.6 設備			2.6 設備			
検査項目	定期	1中	検査項目	定期	1中	
(略)			(略)			
-5. 浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置、非浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置、レーダー・トランスポンダー、持運び式双方向無線電話装置及び固定式双方向無線電話装置	○	○	-5. 浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置、非浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置、レーダー・トランスポンダー、持運び式双方向無線電話装置及び固定式双方向無線電話装置	○	○	船舶救命設備規則第39条、第39条の2の改正に伴うもの
B編2.7.6に定める検査の方法を準用する。			B編2.7.6に定める検査の方法を準用する。			
(略)			(略)			
2.7、2.8 (略)			2.7、2.8 (略)			
E編～H編 (略)			E編～H編 (略)			
S編 検査の特例			S編 検査の特例			
第1章 (略)			第1章 (略)			
第2章 検査の特例			第2章 検査の特例			
2.1 予備検査に合格した物件等の検査			2.1 予備検査に合格した物件等の検査			
2.1.1、2.1.2 (略)			2.1.1、2.1.2 (略)			
2.1.3 附属書Hの規定に基づき管海官庁の証明を受けた特定のサービス・ステーション等において整備された物件等に係る検査の特例			2.1.3 附属書Hの規定に基づき管海官庁の証明を受けた特定のサービス・ステーション等において整備された物件等に係る検査の特例			
-1、-2 (略)			-1、-2 (略)			
-3. 特定のGMDSS設備(GMDSS航海用具(ナブテックス受信機、高機能			-3. 特定のGMDSS設備(GMDSS航海用具(ナブテックス受信機、高機能			

改正後	現行	備考
<p>グループ呼出受信機、VHF デジタル選択呼出装置、VHF デジタル選択呼出聴守装置、デジタル選択呼出装置及びデジタル選択呼出聴守装置)並びに GMDSS 救命設備(浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置、非浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置、レーダー・トランスポンダー、持運び式双方向無線電話装置、固定式双方向無線電話装置及び非常用位置指示無線標識装置)) サービス・ステーションにおいて整備された GMDSS 設備の検査</p> <p>管海官庁から附属書 H-4. の規定に基づき証明書の交付を受けた GMDSS 設備サービス・ステーションにおいて、附属書 H 別記 3-5. に規定される社内整備標準により整備された GMDSS 設備にあつては、当該サービス・ステーションによる整備記録の内容から、整備された GMDSS 設備が技術基準に適合していると船舶検査官が認める範囲において、別途定める B 編及び C 編に規定される検査について立会いを省略して差し支えない。</p> <p>なお、この取扱いは、当該整備が船舶検査前 3 ヶ月以内に行われた場合に適用する。</p> <p>-4. ～6 (略)</p> <p>2. 1. 4 (略)</p> <p>2. 2～2. 22 (略)</p> <p>附属書 附属書 A～C (略) 附属書 E 設備の検査に関する附属書 1. ～6. (略) 7. 救命設備 7. 1 次の物件の性能試験は、1. 7 に定めるところによる。 -1. ～20. (略) -21. 浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置(救命設備規則 39 参照) -22. 非浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置(救命設備規則 39-2 参照) -23. ～ - 34. (略)</p>	<p>グループ呼出受信機、VHF デジタル選択呼出装置、VHF デジタル選択呼出聴守装置、デジタル選択呼出装置及びデジタル選択呼出聴守装置)並びに GMDSS 救命設備(浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置、非浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置、レーダー・トランスポンダー、持運び式双方向無線電話装置、固定式双方向無線電話装置及び非常用位置指示無線標識装置)) サービス・ステーションにおいて整備された GMDSS 設備の検査</p> <p>管海官庁から附属書 H-4. の規定に基づき証明書の交付を受けた GMDSS 設備サービス・ステーションにおいて、附属書 H 別記 3-5. に規定される社内整備標準により整備された GMDSS 設備にあつては、当該サービス・ステーションによる整備記録の内容から、整備された GMDSS 設備が技術基準に適合していると船舶検査官が認める範囲において、別途定める B 編及び C 編に規定される検査について立会いを省略して差し支えない。</p> <p>なお、この取扱いは、当該整備が船舶検査前 3 ヶ月以内に行われた場合に適用する。</p> <p>-4. ～6 (略)</p> <p>2. 1. 4 (略)</p> <p>2. 2～2. 22 (略)</p> <p>附属書 附属書 A～C (略) 附属書 E 設備の検査に関する附属書 1. ～6. (略) 7. 救命設備 7. 1 次の物件の性能試験は、1. 7 に定めるところによる。 -1. ～20. (略) -21. 浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置(救命設備規則 39 参照) -22. 非浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置(救命設備規則 39-2 参照) -23. ～ - 34. (略)</p>	<p>船舶救命設備規則第 39 条、第 39 条の 2 の改正に伴うもの</p> <p>船舶救命設備規則第 39 条の改正に伴うもの</p> <p>船舶救命設備規則第 39 条の 2 の改正に伴うもの</p>

改正後	現行	備考
<p>7.2 ～ 7.6 (略)</p> <p>8. ～ 10. (略)</p> <p>附属書F 整備基準等</p> <p>1. ～ 12. (略)</p> <p>13. 浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置及び非浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置整備基準</p> <p>13.1 適用 この基準は、浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置及び非浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置（以下「衛星利用非常用位置指示装置」という。）について、整備を行う場合に適用する。</p> <p>13.2 整備の方法 (略)</p> <p>13.2.1 ～ 13.2.3 (略)</p> <p>13.2.4 発射電波等の点検</p> <p>-1. (略)</p> <p>-2. 衛星利用非常用位置指示装置について次の区分により点検を行う。</p> <p>(1) 定期検査及び旅客船の第1種中間検査の時期に行う点検 (略)</p> <p>1) 406 MHz 帯の場合</p> <p>(a) (略)</p> <p>(b) 搬送波の周波数許容偏差 (Fo) が、406.025 / 406.028 / 406.031 / 406.037 / 406.04 MHz ± 5 kHz の範囲内にあることを確認する。</p> <p>(c) ～ (f) (略)</p> <p>2) (略)</p> <p>(2) 第1種中間検査（旅客船を除く。）及び第2種中間検査の時期に行う点検（第2種中間検査にあつては、セルフテストモードによる発射電波を利用しない場合に限る。） (略)</p> <p>1) (略)</p> <p>2) 搬送波の周波数許容偏差 (Fo) が、406.025 / 406.028 /</p>	<p>7.2 ～ 7.6 (略)</p> <p>8. ～ 10. (略)</p> <p>附属書F 整備基準等</p> <p>1. ～ 12. (略)</p> <p>13. 浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置及び非浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置整備基準</p> <p>13.1 適用 この基準は、浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置及び非浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置（以下「衛星利用非常用位置指示装置」という。）について、整備を行う場合に適用する。</p> <p>13.2 整備の方法 (略)</p> <p>13.2.1 ～ 13.2.3 (略)</p> <p>13.2.4 発射電波等の点検</p> <p>-1. (略)</p> <p>-2. 衛星利用非常用位置指示装置について次の区分により点検を行う。</p> <p>(1) 定期検査及び旅客船の第1種中間検査の時期に行う点検 (略)</p> <p>1) 406 MHz 帯の場合</p> <p>(a) (略)</p> <p>(b) 搬送波の周波数許容偏差 (Fo) が、406.025 / 406.028 / 406.037 / 406.04 MHz ± 5 kHz の範囲内にあることを確認する。</p> <p>(c) ～ (f) (略)</p> <p>2) (略)</p> <p>(2) 第1種中間検査（旅客船を除く。）及び第2種中間検査の時期に行う点検（第2種中間検査にあつては、セルフテストモードによる発射電波を利用しない場合に限る。） (略)</p> <p>1) (略)</p> <p>2) 搬送波の周波数許容偏差 (Fo) が、406.025 / 406.028 / 406.037</p>	<p>船舶救命設備規則 第39条、第39条の2の改正に伴うもの</p> <p>船舶救命設備規則 第39条、第39条の2の改正に伴うもの</p> <p>電波法施行規則第12条第9項の改正に伴うもの</p> <p>電波法施行規則第</p>

改正後	現行	備考
<p><u>406.031 / 406.037 / 406.04 MHz ± 5 kHz の範囲内にあることを確認する。</u></p> <p>3) ~ 6) (略)</p> <p>(3) 第2種中間検査の時期に行う点検 (セルフテストモードによる発射電波を利用する場合に限る。)</p> <p>(略)</p> <p>1) (略)</p> <p>2) 搬送波の周波数許容偏差 (Fo) が、<u>406.025 / 406.028 / 406.031 / 406.037 / 406.04 MHz ± 5 kHz の範囲内にあることを確認する。</u></p> <p>3) ~ 5) (略)</p> <p>-3.、-4. (略)</p> <p><u>-5. GNSS 測位精度試験</u></p> <p><u>受信した GNSS 信号が 650m 以内の測位位置精度を有していることを確認する。</u></p> <p>13.3 (略)</p> <p>13.4 整備記録の作成等</p> <p>整備者は、別紙様式の浮揚型又は非浮揚型衛星利用非常用位置指示無標識装置整備記録 (「GMDSS 設備等整備記録総括表」を含む。) を作成し、管海官庁及び船舶所有者に 1 部送付するとともに、1 部をサービス・ステーションに保管する。</p> <p><u>別紙のとおり</u></p> <p>14. ~ 21-2. (略)</p> <p>21-3. 航海情報記録装置の自動浮揚容器</p> <p>21-3.1 適用</p> <p>この基準 (13. 浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置及び非浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置整備基準と同等のもの) は、航海情報記録装置の自動浮揚容器について、21. 及び 21-2. に追加して適用する。</p> <p>21-3.2 整備の方法</p> <p>(略)</p>	<p>/ 406.04 MHz ± 5 kHz の範囲内にあることを確認する。</p> <p>3) ~ 6) (略)</p> <p>(3) 第2種中間検査の時期に行う点検 (セルフテストモードによる発射電波を利用する場合に限る。)</p> <p>(略)</p> <p>1) (略)</p> <p>2) 搬送波の周波数許容偏差 (Fo) が、406.025 / 406.028 / 406.037 / 406.04 MHz ± 5 kHz の範囲内にあることを確認する。</p> <p>3) ~ 5) (略)</p> <p>-3.、-4. (略)</p> <p>(新設)</p> <p>13.3 (略)</p> <p>13.4 整備記録の作成等</p> <p>整備者は、別紙様式の浮揚型又は非浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無標識装置整備記録 (「GMDSS 設備等整備記録総括表」を含む。) を作成し、管海官庁及び船舶所有者に 1 部送付するとともに、1 部をサービス・ステーションに保管する。</p> <p><u>浮揚型又は非浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無標識装置整備記録</u></p> <p>14. ~ 21-2. (略)</p> <p>21-3. 航海情報記録装置の自動浮揚容器</p> <p>21-3.1 適用</p> <p>この基準 (13. 浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置及び非浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置整備基準と同等のもの) は、航海情報記録装置の自動浮揚容器について、21. 及び 21-2. に追加して適用する。</p> <p>21-3.2 整備の方法</p> <p>(略)</p>	<p>12 条第 9 項の改正に伴うもの</p> <p>電波法施行規則第 12 条第 9 項の改正に伴うもの</p> <p>船舶救命設備規則第 39 条の改正に伴うもの</p> <p>船舶救命設備規則第 39 条、第 39 条の 2 の改正に伴うもの</p> <p>船舶救命設備規則第 39 条、第 39 条の 2 の改正に伴うもの</p> <p>船舶救命設備規則第 39 条、第 39 条の 2 の改正に伴うもの</p>

改正後	現行	備考
<p>21-3.2.1、21-3.2.2 (略)</p> <p>23-3.2.3 発射電波等の点検</p> <p>-1. (略)</p> <p>-2. 自動浮揚容器について次の区分により点検を行う。</p> <p>(1) 定期検査及び旅客船の第1種中間検査の時期に行う点検(略)</p> <p>1) 406 MHz 帯の場合</p> <p>(a) (略)</p> <p>(b) 搬送波の周波数許容偏差 (Fo) が、406.025 / 406.028 / <u>406.031</u> / 406.037 / 406.04 MHz±5 kHz の範囲内にあることを確認する。</p> <p>(c) ~ (f) (略)</p> <p>2) (略)</p> <p>(2) 第1種中間検査(旅客船を除く。)及び第2種中間検査の時期に行う点検(第2種中間検査にあつては、セルフテストモードによる発射電波を利用しない場合に限る。)</p> <p>(略)</p> <p>1) (略)</p> <p>2) 搬送波の周波数許容偏差 (Fo) が、406.025 / 406.028 / <u>406.031</u> / 406.037 / 406.04 MHz±5 kHz の範囲内にあることを確認する。</p> <p>3) ~ 6) (略)</p> <p>(3) 第2種中間検査の時期に行う点検(セルフテストモードによる発射電波を利用する場合に限る。)</p> <p>(略)</p> <p>1) (略)</p> <p>2) 搬送波の周波数許容偏差 (Fo) が、406.025 / 406.028 / <u>406.031</u> / 406.037 / 406.04 MHz±5 kHz の範囲内にあることを確認する。</p> <p>3) ~ 5) (略)</p> <p>-3.、-4. (略)</p> <p>21-3.3、21-3.4 (略)</p> <p>22.、23. (略)</p> <p>附属書H</p>	<p>21-3.2.1、21-3.2.2 (略)</p> <p>23-3.2.3 発射電波等の点検</p> <p>-1. (略)</p> <p>-2. 自動浮揚容器について次の区分により点検を行う。</p> <p>(1) 定期検査及び旅客船の第1種中間検査の時期に行う点検(略)</p> <p>1) 406 MHz 帯の場合</p> <p>(a) (略)</p> <p>(b) 搬送波の周波数許容偏差 (Fo) が、406.025 / 406.028 / 406.037 / 406.04 MHz±5 kHz の範囲内にあることを確認する。</p> <p>(c) ~ (f) (略)</p> <p>2) (略)</p> <p>(2) 第1種中間検査(旅客船を除く。)及び第2種中間検査の時期に行う点検(第2種中間検査にあつては、セルフテストモードによる発射電波を利用しない場合に限る。)</p> <p>(略)</p> <p>1) (略)</p> <p>2) 搬送波の周波数許容偏差 (Fo) が、406.025 / 406.028 / 406.037 / 406.04 MHz±5 kHz の範囲内にあることを確認する。</p> <p>3) ~ 6) (略)</p> <p>(3) 第2種中間検査の時期に行う点検(セルフテストモードによる発射電波を利用する場合に限る。)</p> <p>(略)</p> <p>1) (略)</p> <p>2) 搬送波の周波数許容偏差 (Fo) が、406.025 / 406.028 / 406.037 / 406.04 MHz±5 kHz の範囲内にあることを確認する。</p> <p>3) ~ 5) (略)</p> <p>-3.、-4. (略)</p> <p>21-3.3、21-3.4 (略)</p> <p>22.、23. (略)</p> <p>附属書H</p>	<p></p> <p>電波法施行規則第12条第9項の改正に伴うもの</p> <p>電波法施行規則第12条第9項の改正に伴うもの</p> <p>電波法施行規則第12条第9項の改正に伴うもの</p>

改正後	現行	備考
<p>1. 適用</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) GMDSS 設備の整備</p> <p>(イ)、(ロ) (略)</p> <p>(ハ) GMDSS 救命設備とは、救命設備規則にいう非常用位置指示無線標識装置、浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置、非浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置、レーダー・トランスポンダー、持運び式双方向無線電話装置及び固定式双方向無線電話装置をいう。</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>2.～11. (略)</p> <p>別記1、別記2 (略)</p> <p>別記3 GMDSS 設備サービス・ステーションの施設等の基準</p> <p>1. 適用</p> <p>(略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) GMDSS 救命設備</p> <p>(i) 浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置</p> <p>(ii) 非浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置</p> <p>(iii)～(v) (略)</p> <p>2.～3.1 (略)</p> <p>3.2 浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置及び非浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置</p> <p>(1) 周波数測定器 (450MHz 以下の周波数の測定が可能なもの)</p> <p>(2) 擬似負荷抵抗 (10W 以下の電力の測定が可能なもの)</p> <p>(3) シンクロスコープ (450MHz 以下の周波数の測定が可能なもの)</p> <p>(4) 直流電圧計</p> <p>(5) 信号レコーダー</p> <p>(6) ストップウォッチ</p> <p>(7) テスター</p>	<p>1. 適用</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) GMDSS 設備の整備</p> <p>(イ)、(ロ) (略)</p> <p>(ハ) GMDSS 救命設備とは、救命設備規則にいう非常用位置指示無線標識装置、浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置、非浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置、レーダー・トランスポンダー、持運び式双方向無線電話装置及び固定式双方向無線電話装置をいう。</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>2.～11. (略)</p> <p>別記1、別記2 (略)</p> <p>別記3 GMDSS 設備サービス・ステーションの施設等の基準</p> <p>1. 適用</p> <p>(略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) GMDSS 救命設備</p> <p>(i) 浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置</p> <p>(ii) 非浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置</p> <p>(iii)～(v) (略)</p> <p>2.～3.1 (略)</p> <p>3.2 浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置及び非浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置</p> <p>(1) 周波数測定器 (450MHz 以下の周波数の測定が可能なもの)</p> <p>(2) 擬似負荷抵抗 (10W 以下の電力の測定が可能なもの)</p> <p>(3) シンクロスコープ (450MHz 以下の周波数の測定が可能なもの)</p> <p>(4) 直流電圧計</p> <p>(5) 信号レコーダー</p> <p>(6) ストップウォッチ</p> <p>(7) テスター</p>	<p></p> <p>船舶救命設備規則 第 39 条、第 39 条 の 2 の改正に伴う もの</p> <p>船舶救命設備規則 第 39 条、第 39 条 の 2 の改正に伴う もの</p> <p>船舶救命設備規則 第 39 条、第 39 条 の 2 の改正に伴う もの</p>

改正後	現行	備考
<p>(8) シールドボックス（シールドボックスから3mの地点における減衰率が、80 dB以上のもの）</p> <p>(9) 電力計（30W）</p> <p>(10) 船舶自動識別装置専用計測器</p> <p>(11) GNSS再放送装置</p> <p><u>なお、(9)～(11)は、船舶救命設備規則第39条第2号に掲げる機能を有するものを整備しないサービス・ステーションには適用しない。この場合、交付する証明書中、「2. 証明に係るGMDSS設備の範囲」に「(船舶救命設備規則第39条第2号に掲げる機能を有するものを除く。)」と記載すること。</u></p> <p>3.3.～6. (略)</p> <p>別記4～別記6 (略)</p>	<p>(8) シールドボックス（シールドボックスから3mの地点における減衰率が、80 dB以上のもの）</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>3.3.～6. (略)</p> <p>別記4～別記6 (略)</p>	<p>船舶救命設備規則第39条の改正に伴うもの</p>

法定船用品整備事業場
整備主任者(責任者)各位

膨脹式救命いかだ、GMDSS 救命設備の整備記録の提出期限厳守のお願い

「整備物件管理システム」を利用されていない事業場の皆様には、その月に整備した膨脹式救命いかだ及び GMDSS 救命設備の整備記録を翌月中に品管に提出をお願いしておりますが、提出が遅くなる事業場が見受けられます。

つきましては、整備記録を翌月に必ず品管宛に提出していただくようお願いいたします。提出していただきました整備データは、品管にて「整備物件管理システム」に入力いたします。

また、その月に整備物件が無かった場合も「0台」として報告をお願いいたします。

「整備物件管理システム」に入力された整備記録は次回の整備時に必要なものです。整備記録が品管に提出されていない場合、過去の整備データの検索、また、事業場より前回の整備データをお問い合わせいただいた時にデータを送付出来ないなど、支障をきたすことがありますので、整備記録提出期限厳守にご協力をお願いいたします。

なお、当会は昨年12月18日に新事務所に移転しました。つきましては、整備記録の送付の際は以下の住所にお送りいただきますようお願いいたします。

〒103-0002

東京都中央区日本橋馬喰町2丁目2-6 朝日生命須長ビル6階
一般社団法人 日本船舶品質管理協会

以上

担当 一般社団法人 日本船舶品質管理協会
指導技師 庄司(救命いかだ・降下式乗込装置)
指導技師 芦田(GMDSS救命設備)
TEL 03(6661)6019
FAX 03(6661)6746